

藤沢記者クラブ各位

## 職員の処分について

案件：職員の窃盗・傷害事案

## 1 概要

本件は、本市職員が、2026年（令和8年）5月15日に、川崎市内のコンビニにおいて、商品を盗み店員にけがを負わせたという事案です。

これは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、同項の規定に基づく懲戒処分として、2026年（令和8年）6月19日付で次のとおり処分しました。

## 2 処分の内容

免職

## 3 処分の対象者

所属：福祉部 高齢者支援課

役職：主任

性別：女性

年齢：50歳

以上

\*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 総務部 職員課

担当 橋本・田中・上野

内線 2251

直通 0466（50）3583